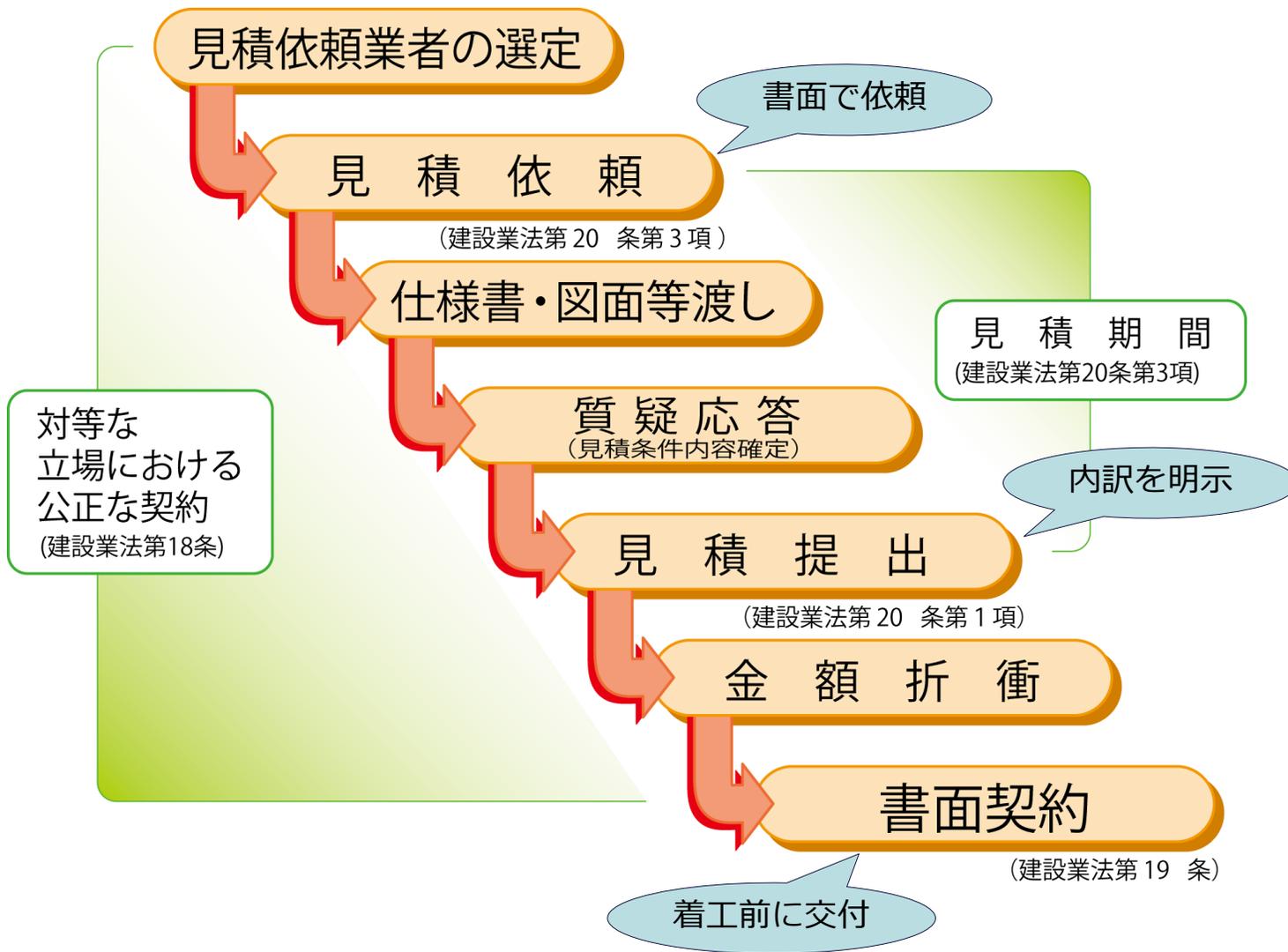


# 建設現場における 建設業法令遵守について

★：令和2年10月建設業法改正に関する箇所

建設工事の下請契約締結までの標準的な手順は、以下のとおりです。



建設工事の当事者は、**各々の対等な立場**における合意に基づいて**公正な契約を締結**し、信義に従って誠実にこれを履行する義務を負います。  
(建設業法第18条)



## 〔事例〕

- ① 元請負人が不明確な工事内容の提示等、曖昧な見積条件により下請負人に見積りを行わせた
- ② 元請負人が、予定価格が700万円の下請契約を締結する際、見積期間を3日として下請負人に見積りを行わせた

上記①のケースは、法第20条第3項に違反する恐れがあり、②のケースは違反に該当します。

元請負人は、下請契約を締結する前に、**工事の具体的内容を下請負人に提示**し、その後、下請負人が見積りをするために必要な**一定の期間を設ける**ことが義務付けられています。

上記②の場合、予定価格が500万円を超えていることから、通常は10日以上の見積期間が必要です。



## 建設業法第20条第3項（建設工事の見積り等）

建設工事の注文者は、請負契約の方法が随意契約による場合にあつては契約を締結する以前に、入札の方法により競争に付する場合にあつては入札を行う以前に、第19条第1項第1号及び第3号から第14号までに掲げる事項について、できる限り具体的な内容を提示し、かつ、当該提示から当該契約の締結又は入札までに、建設業者が当該建設工事の見積りをするために必要な政令で定める一定の期間を設けなければならない。

## 見積条件の提示に当たっては、下請契約の具体的内容を提示する

建設工事の請負契約を締結するにあたっては、請負金額の算定に当たり適正な見積りを実施することが必要です。

建設業法では、見積りを依頼する際は、法第19条第1項のうち第2号（請負代金の額）を除く工事内容、工期等の事項について、できる限り具体的な内容を提示して依頼することを求めています。

施工条件が確定していないなどの正当な理由がないのに具体的な内容を示していない場合、法第20条第3項に違反します。

## 予定価格の額に応じて、一定の見積期間を設ける（施行令第6条）

- |                              |       |
|------------------------------|-------|
| ① 予定価格が500万円に満たない工事          | 1日以上  |
| ② 予定価格が500万円以上5,000万円に満たない工事 | 10日以上 |
| ③ 予定価格が5,000万円以上の工事          | 15日以上 |
- （ただし、②③についてはやむを得ない事情があるときは5日以内で短縮が可能）

## 下請契約の見積条件の内容は、書面で提示することが望ましい

## 〔事例〕

- ① 下請工事に関し、書面による契約を行わなかった
- ② 元請負人からの指示に従い、下請負人が書面による請負契約の締結前に工事に着手し、工事の施工途中又は工事終了後に契約書面を相互に交付した



上記のケースは、いずれも法第19条第1項に違反します。  
建設工事の請負契約は、請負代金の額を問わず、下請工事の着工前に書面により行うことが義務づけられています。  
注文書・請書で契約する場合は、別途基本契約書を交わすか、基本契約約款を添付する必要があります。

## 建設業法第19条（建設工事の請負契約の内容）

建設工事の請負契約の当事者は、前条の趣旨に従つて、契約の締結に際して次に掲げる事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。（以下略）

- 2 請負契約の当事者は、請負契約の内容で前項に掲げる事項に該当するものを変更するときは、その変更の内容を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

## ☞ 契約は下請工事の着工前に書面により行う

## ☞ 契約書面には建設業法に定める一定の事項を記載する

建設工事の請負契約の当事者は、契約の締結に際して次に掲げる事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして、相互に交付しなければなりません。

- ① 工事内容（構造・仕様・数量等、下請負人の責任施工範囲、施工条件等を具体的に記載）
- ② **請負代金の額**
- ③ 工事着手・工事完成の時期
- ④ 工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときは、その内容
- ⑤ 請負代金の全部又は一部の前払金又は出来高部分に対する支払の定めをするときは、その支払の時期及び方法
- ⑥ 当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があった場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め
- ⑦ 天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め
- ⑧ 価格等の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更
- ⑨ 工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め
- ⑩ 注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め
- ⑪ 注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡しの時期
- ⑫ 工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法
- ⑬ 工事の目的物の瑕疵を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをするときは、その内容
- ⑭ 各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- ⑮ 契約に関する紛争の解決方法
- ⑯ その他国土交通省令で定める事項

**契約書に記載しなければならない事項14項目。  
見積依頼時にも「②請負代金」を除いた13項目  
が必要。**

## 注文書・請書による契約は一定の要件を満たすことが必要

### ●注文書・請書+基本契約書

1. 基本契約書には、注文書及び請書に記載される事項を除き法第19条第1項各号に掲げる事項を記載し、当事者の署名又は記名押印をして相互に交付する。
2. 注文書及び請書には、法第19条第1項第1号から第3号（前頁の1～3）に掲げる事項、その他必要な事項を記載する。
3. 注文書及び請書には、それぞれ注文書及び請書に記載されている事項以外の事項については基本契約書の定めによるべきことを明記する。
4. 注文書には注文者が、請書には請負者がそれぞれ署名又は記名押印する。

### ●注文書・請書+基本契約約款

1. 注文書及び請書のそれぞれに、同一の内容の基本契約約款を添付又は印刷する。
2. 基本契約約款には、注文書及び請書の個別的記載事項を除き、法第19条第1項各号に掲げる事項を記載する。
3. 注文書又は請書と基本契約約款が複数枚に及ぶ場合には割印をする。
4. 注文書及び請書の個別的記載欄には、法第19条第1項第1号から第3号に掲げる事項その他必要な事項を記載する。
5. 注文書及び請書の個別的記載欄に記載されている事項以外の事項については基本契約約款の定めによるべきことを明記する。
6. 注文書には注文者が、請書には請負者がそれぞれ署名又は記名押印する。



## 追加工事等の着工前に書面による契約変更が必要

追加工事等の発生により請負契約の内容を変更するときは、法第19条第2項により、追加工事等の着工前にその変更内容を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければなりません。

工事状況によりその都度変更契約を締結することが不合理な場合は、元請負人は、以下の事項を記載した書面を着工前に下請負人と取り交わし、追加工事等の内容が確定した時点で遅滞なく変更契約を行う必要があります。

- ① 下請負人に追加工事等として施工を依頼する工事の具体的な作業内容
- ② 当該追加工事等が契約変更の対象となること及び契約変更等を行う時期
- ③ 追加工事等に係る契約単価の額

## 工期変更にかかる工事の着工前に書面による契約変更が必要

工期を変更するときは、法第19条第2項により、工期変更にかかる工事の着工前にその変更内容を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければなりません。

下請工事に着手した後に工期が変更になった場合は、変更後の工期が確定した時点で遅滞なく変更契約を行う必要があります。

## 〔事例〕

- ① 元請負人が、自らの予算額のみを基準として、下請負人との協議を行うことなく、下請負人による見積額を大幅に下回る額で下請契約を締結した
- ② 元請負人が下請負人に対して、契約単価を一方向的に提示し、下請負人と合意することなく、これにより積算した額で下請契約を締結した

上記のケースは、いずれも法第19条の3に違反する恐れがあります。

注文者（元請負人）が、**自己の取引上の地位を不当に利用して**、通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結することは禁止されています。



### 建設業法第19条の3（不当に低い請負代金の禁止）

注文者は、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結してはならない。

## 👉 自己の取引上の地位の不当利用とは

「自己の取引上の地位の不当利用」とは、取引上、優越的な地位にある元請負人が、下請負人を経済的に圧迫するような取引等を強いることです。

このような下請契約を締結した場合、下請負人の経営の安定が阻害されるばかりでなく、工事の施工方法・工程等に無理な手段・期間等の採用を強いることになり、公衆災害や労働災害等の原因となるおそれがあります。



## 法定福利費や労働災害防止対策経費は『通常必要と認められる原価』

健康保険・厚生年金保険・雇用保険の加入に際し建設業者が義務的に負担しなければならない**法定福利費**や、建設工事現場において元請負人及び下請負人がそれぞれの立場に応じて講じる**労働災害防止対策経費**についても、「**通常必要と認められる原価**」に含まれるものです。

よって、下請負人の見積書に法定福利費が明示され又は含まれているにもかかわらず、元請負人がこれを尊重せず、法定福利費を一方的に削除したり、実質的に法定福利費を賄うことができない金額で下請契約を締結し、その結果「通常必要と認められる原価」に満たない金額となる場合には、当該元請下請間の取引依存度等によっては、法第19条の3に違反する恐れがあります。

労働災害防止対策経費についても同様です。

○詳しくは「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」、  
「元方事業者による建設現場安全管理指針（平成7年4月21日労働省基発第267号の2）」参照。

## 〔事例〕

- ① 元請負人が合理的根拠がないにもかかわらず、下請負人による見積額を著しく下回る額で下請代金の額を一方的に決定し、その額で下請契約を締結した
- ② 元請下請間で請負代金の額に関する合意が得られていない段階で、下請負人に工事を着手させ、工事の施工途中又は工事終了後に元請負人が下請負人との協議に応じることなく下請代金の額を一方的に決定し、その額で下請契約を締結した

「指値発注」とは、元請負人が下請負人と十分な協議をせず又は下請負人との協議に応じることなく、一方的な請負代金の額を提示して、その額で請負契約を締結することをいいます。

指値発注は、**元請負人としての優越的地位の不当利用に当たるもの**と考えられることから、法第19条の3に違反する恐れがあります。



## 〔事例〕

- ① 下請契約の締結後に、元請負人が下請負人に対して下請工事に使用する資材又は機械器具等を指定、あるいはその購入先を指定した結果、下請負人は予定していた購入価格より高い価格で資材等を購入することとなった



「不当な使用資材等の購入強制」が禁止されるのは  
**下請契約の締結後における行為**に限られます。

これは、注文者の希望するものを作ることが建設工事の請負契約の目的であることから、請負契約の締結に当たって、注文者（元請負人）が自己の希望する資材やその購入先等を指定することは当然のことであり、下請負人は、それに従って適正に見積りを行うことができるため、その利益は害されないと考えられるためです。

### 建設業法第19条の4（不当な使用資材等の購入強制の禁止）

注文者は、請負契約の締結後、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事に使用する資材若しくは機械器具又はこれらの購入先を指定し、これらを請負人に購入させて、その利益を害してはならない。

## 〔事例〕

- ① 元請負人が、元請負人と下請負人の責任及び費用負担を明確にしないままやり直し工事を下請負人に行わせ、その費用を一方的に下請負人に負担させた場合

やり直し工事を下請負人に依頼する場合、原因が当該下請負人の責めに帰すべき場合を除き、やり直し工事で生じた費用を一方的に下請負人に負担させることは、法第19条の3に違反する恐れがあります。

また、下請負人の責めに帰さないやり直し工事を下請負人に依頼する場合は、変更契約が必要です。



## 〔事例〕

- ① 元請負人が、下請負人と合意することなく、一方的に提供又は貸与した安全衛生保護具等に係る費用、下請工事の施工に伴って副次的に発生した建設廃棄物の処理費用及び下請代金を下請負人の銀行口座へ振り込む際の手数料等を下請負人に負担させ、下請代金から差し引く場合



「赤伝処理」とは、元請負人が

- ① 一方的に提供・貸与した安全衛生保護具等の費用
- ② 下請代金の支払に関して発生する振込手数料等
- ③ 副次的に発生する建設廃棄物の処理費用
- ④ 駐車場代、弁当等のごみ処理費、安全協力会費等を下請代金の支払時に差引く（相殺する）行為です。

赤伝処理を行う場合、その内容を見積条件、契約書面に明示していない場合は、法第20条第3項、第19条第1項、第19条の3などに違反する恐れがあります。

## ☞ 赤伝処理を行う場合は、元請負人と下請負人双方の協議・合意が必要

赤伝処理を行うことが直ちに建設業法上の問題となることはありませんが、その内容や差引く根拠等について元請負人と下請負人双方の協議・合意が必要であることに留意しなければなりません。

赤伝処理を行う場合には、元請負人は、**その内容や差引額の算定根拠等について見積条件や契約書面に明示する**必要があり、当該事項を見積条件に明示しなかった場合については法第20条第3項に、契約書面に記載しなかった場合については法第19条第1項又は第2項に違反します。

## ☞ 赤伝処理は下請負人との合意のもとで行い、差引額についても下請負人の過剰負担となることがないように十分に配慮する

赤伝処理は、下請負人に費用負担を求める合理的な理由があるものについて、下請負人との合意のもとで行えるものです。

よって、赤伝処理に当たっては、差引額の算出根拠、用途等を明らかにして、事前に下請負人と十分に協議を行うとともに、例えば、安全協力費については下請工事の完成後に当該費用の収支について開示するなど、その透明性の確保に努め、**赤伝処理による費用負担が下請負人に過剰なものにならないよう十分に配慮**することが必要です。

## 〔事例〕

- ① 下請工事が完成し、元請負人の検査及び引渡しを終了したが、工事全体が終了（発注者への完成引渡しが終了）するまでの長期間にわたり保留金として下請代金の一部を支払わなかった
- ② 元請負人が注文者から請負代金の出来形部分に対する支払を受けたにもかかわらず、下請負人に対して、元請負人が支払を受けた金額の出来形に対する割合に相応する下請代金を1ヵ月以内に支払わなかった

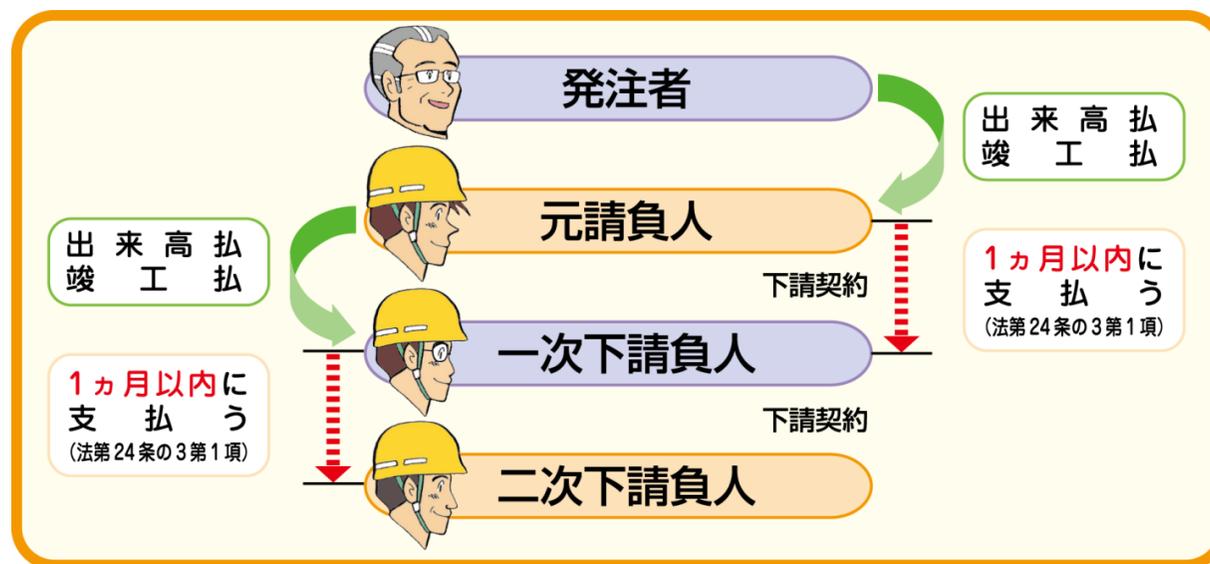
上記①のケースは法第24条の3及び法第24条の6に違反する恐れがあり、②のケースは法第24条の3に違反する恐れがあります。

工事が完成し、元請負人の検査及び引渡し終了後、正当な理由がないにもかかわらず、長期間にわたり保留金として下請代金の一部を支払わないことは、法第24条の3又は法第24条の6に違反します。



## 👉 下請代金支払の原則 (法第24条の3)

元請負人が注文者から請負代金の出来形部分に対する支払又は工事完成後における支払を受けたときは、下請負人に対して、元請負人が支払を受けた金額の出来形に対する割合及び下請負人が施工した出来形部分に相応する下請代金を、**支払を受けた日から1ヵ月以内で、かつ、できる限り短い期間内に支払わなければなりません。**



### 建設業法第24条の3 (下請代金の支払)

元請負人は、請負代金の出来形部分に対する支払又は工事完成後における支払を受けたときは、当該支払の対象となつた建設工事を施工した下請負人に対して、当該元請負人が支払を受けた金額の出来形に対する割合及び当該下請負人が施工した出来形部分に相応する下請代金を、当該支払を受けた日から1月以内で、かつ、できる限り短い期間内に支払わなければならない。

## 👉元請負人が特定建設業者の場合の支払義務 (法第24条の6)

元請負人が特定建設業者であり下請負人が一般建設業者（資本金額が4,000万円以上の法人であるものを除く。）である場合、発注者から工事代金の支払があるか否かにかかわらず、下請負人が引渡しの申出を行った日から起算して50日以内で、かつ、できる限り短い期間内において期日を定め、下請代金を支払わなければなりません。

## 👉特定建設業者は「1ヵ月以内」と「50日以内」の早い方で支払う

特定建設業者は、法第24条の3に基づく支払義務と法第24条の6に基づく特定建設業者としての支払義務の両方の義務を負うことから、出来高払及び竣工払を受けた日から1ヵ月以内と、引渡しの申出日から50日以内のいずれか早い方で支払を行う必要があります。

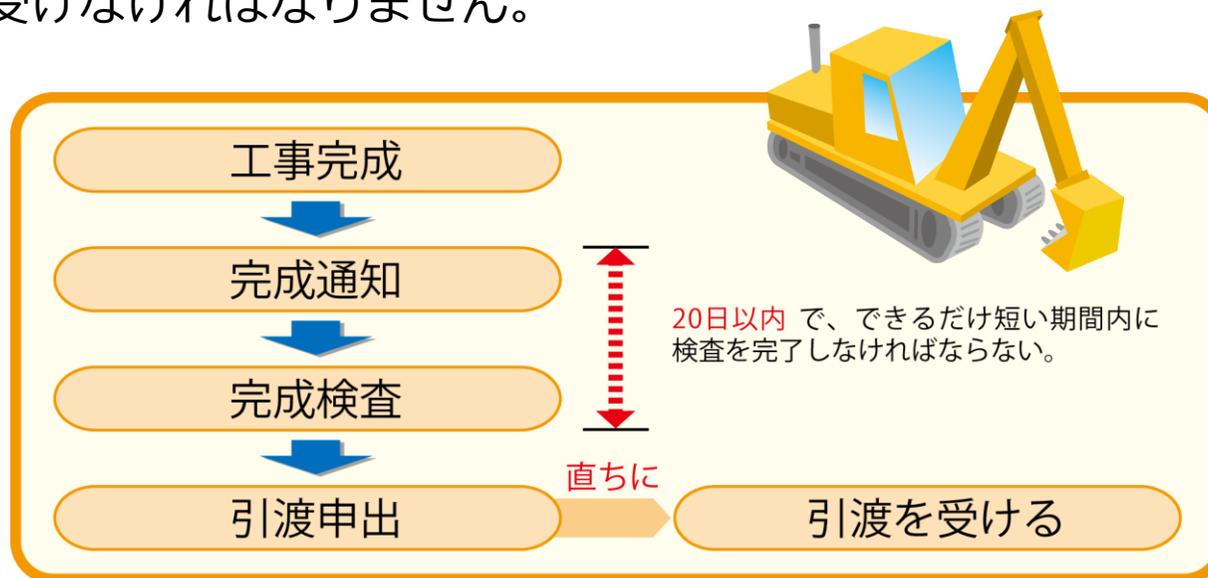
### 建設業法第24条の6（特定建設業者の下請代金の支払期日等）

特定建設業者が注文者となつた下請契約（下請契約における請負人が特定建設業者又は資本金額が政令で定める金額以上の法人であるものを除く。以下この条において同じ。）における下請代金の支払期日は、前条第二項の申出の日（同項ただし書の場合にあつては、その一定の日。以下この条において同じ。）から起算して50日を経過する日以前において、かつ、できる限り短い期間内において定められなければならない。

- 2 特定建設業者が注文者となつた下請契約において、下請代金の支払期日が定められなかつたときは前条第二項の申出の日が、前項の規定に違反して下請代金の支払期日が定められたときは同条第二項の申出の日から起算して50日を経過する日が下請代金の支払期日と定められたものとみなす。

## 👉 完成通知後20日以内に検査、直ちに工事目的物の引渡し

元請負人は、下請負人から工事完成の通知を受けたときは、当該通知を受けた日から20日以内でかつ、できる限り短い期間内にその完成を確認するための検査を完了し、下請負人から引渡しの申し出があったときは、直ちに工事目的物の引渡しを受けなければなりません。



### 建設業法第24条の4 (検査及び引渡し)

元請負人は、下請負人からその請け負った建設工事が完成した旨の通知を受けたときは、当該通知を受けた日から20日以内で、かつ、できる限り短い期間内に、その完成を確認するための検査を完了しなければならない。

2 元請負人は、前項の検査によつて建設工事の完成を確認した後、下請負人が申し出たときは、直ちに、当該建設工事の目的物の引渡しを受けなければならない。ただし、下請契約において定められた工事完成の時期から20日を経過した日以前の一定の日に引渡しを受ける旨の特約がされている場合には、この限りでない。

## 〔事例〕

- ① 特定建設業者である元請負人が、手形期間が120日を超える手形により下請代金の支払を行った

元請負人が特定建設業者である場合は、下請代金の支払に当たって一般の金融機関による割引を受けることが困難であると認められる手形を交付してはいけません。

(下請負人が特定建設業者又は資本金4,000万円以上の法人である場合を除く。)

手形期間120日を超える長期手形は、「割引を受けることが困難である手形」と認められる場合があります。



### 建設業法第24条の6 (特定建設業者の下請代金の支払期日等)

- 3 特定建設業者は、当該特定建設業者が注文者となつた下請契約に係る下請代金の支払につき、当該下請代金の支払期日までに一般の金融機関（預金又は貯金の受入れ及び資金の融通を業とする者をいう。）による割引を受けることが困難であると認められる手形を交付してはならない。

## ☞ 下請代金の支払は、できる限り現金によるものとする

## ☞ 手形を併用する場合でも、労務費相当分については現金払とすること

元請負人が特定建設業者か一般建設業者かを問わず、下請代金の支払については、できる限り現金払とし、現金払と手形払を併用する場合であっても、支払代金に占める現金の比率を高めるとともに、少なくとも**労務費相当分については、現金払**としなければなりません。



## 〔事例〕

- ① 建設業を営む営業所に帳簿及び添付書類が備付けられていなかった
- ② 発注者から直接請け負った建設工事の完成図等の営業に関する図書が、10年間保存されていなかった



上記のケースは、いずれも法第40条の3に違反します  
建設業者は営業所ごとに帳簿を備え、5年間（新築住宅  
建設工事に係るものは10年間）保存しなければなりません。また、発注者から直接建設工事を請け負った場合は、営業所ごとに、営業に関する図書（完成図、打合せ  
記録、施工体系図）を10年間保存することが必要です

### 建設業法第40条の3（帳簿の備付け等）

建設業者は、国土交通省令で定めるところにより、その営業所ごとに、その営業に関する事項で国土交通省令で定めるものを記載した帳簿を備え、かつ、当該帳簿及びその営業に関する図書で国土交通省令で定めるものを保存しなければならない。

## 帳簿に記載すべき事項 (規則第26条第1項)

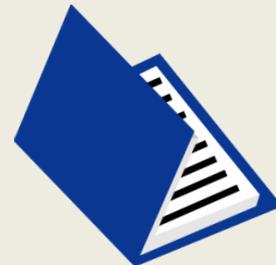
1. 営業所の代表者の氏名及びその就任年月日
2. 注文者と締結した建設工事の請負契約に関する次に掲げる事項
  - (1) 請け負った建設工事の名称、工事現場の所在地
  - (2) 注文者との契約日
  - (3) 注文者の商号・名称(又は氏名)、所在地、注文者が建設業者であるときは、その者の許可番号
  - (4) 注文者から受けた完成検査の年月日
  - (5) 工事目的物を注文者に引き渡した年月日
3. 発注者と締結した住宅の新築工事の請負契約に関する次の事項
  - (1) 当該住宅の床面積
  - (2) 建設業者の建設瑕疵負担割合
  - (3) 発注者に交付している住宅瑕疵担保責任保険法人(資力確保措置を保険により行った場合)
4. 下請契約に関する事項
  - (1) 下請負人に請け負わせた建設工事の名称、工事現場の所在地
  - (2) 下請負人との契約日
  - (3) 下請負人の商号・名称及び所在地、下請負人が建設業者であるときは、その者の許可番号
  - (4) 下請工事の完成を確認するために自社が行った検査の年月日
  - (5) 下請工事の目的物について下請業者から引き渡しを受けた年月日

注) 特定建設業の許可を受けている者が注文者(元請工事に限らない。)となつて、一般建設業者(資本金が4,000万円以上の法人企業を除く。)に建設工事を下請負した場合には、以下の事項についても記載が必要となります。

- ① 支払った下請代金の額、支払った年月日及び支払手段
- ② 支払手形を交付したときは、その手形の金額、交付年月日、手形の満期
- ③ 代金の一部を支払ったときは、その後の下請代金の支払残額
- ④ 遅延利息の額・支払日(下請負人からの引き渡しの申出から50日を経過した場合に発生する遅延利息(年14.6%)の支払いに係るもの)

## 帳簿の添付書類 (規則第26条第2項)

1. 契約書又はその写し(電磁的記録可)
  2. 特定建設業の許可を受けている者が注文者(元請工事に限らない。)となつて、一般建設業者(資本金が4,000万円以上の法人企業を除く。)に建設工事を下請負した場合には、下請代金の支払済額、支払った年月日及び支払手段を証明する書類(領収書等)又はその写し
  3. 建設業者が施工体制台帳を作成したときは(元請工事に限る。)、工事現場に据え付ける施工体制台帳の以下の部分。  
(工事完了後に施工体制台帳から必要な部分のみを抜粋します。)
- (1) 当該工事に關し、実際に工事現場に置いた監理技術者の氏名、有する監理技術者資格
  - (2) 監理技術者以外に専門技術者を置いたときは、その者の氏名、その者が管理を担当した建設工事の内容、有する主任技術者資格
  - (3) 下請負人(末端までの全業者を指しています。以下同じ。)の商号・名称、許可番号
  - (4) 下請負人に請け負わせた建設工事の内容、工期
  - (5) 下請業者が実際に工事現場に置いた主任技術者の氏名、有する主任技術者資格
  - (6) 下請負人が主任技術者以外に専門技術者を置いたときは、その者の氏名、その者が管理を担当した建設工事の内容、有する主任技術者資格



## ➤ 専任を要する監理技術者等が他の工事に従事

専任の監理技術者等（主任技術者を含む。以下同じ。）は、専らその工事に係る業務にのみ従事しなければならず、同時に他の工事に従事することは、**建設業法第26条第3項に違反**します。

## ➤ 営業所の専任技術者が監理技術者等として従事

営業所の専任技術者は、専ら営業所において建設業の営業業務に従事する必要があります。特例を除き、監理技術者等として従事することは、**建設業法第7条第2号又は第15条第2号及び第26条第3項に違反**します。

## ➤ 出向者や他社の従業員を監理技術者等として配置

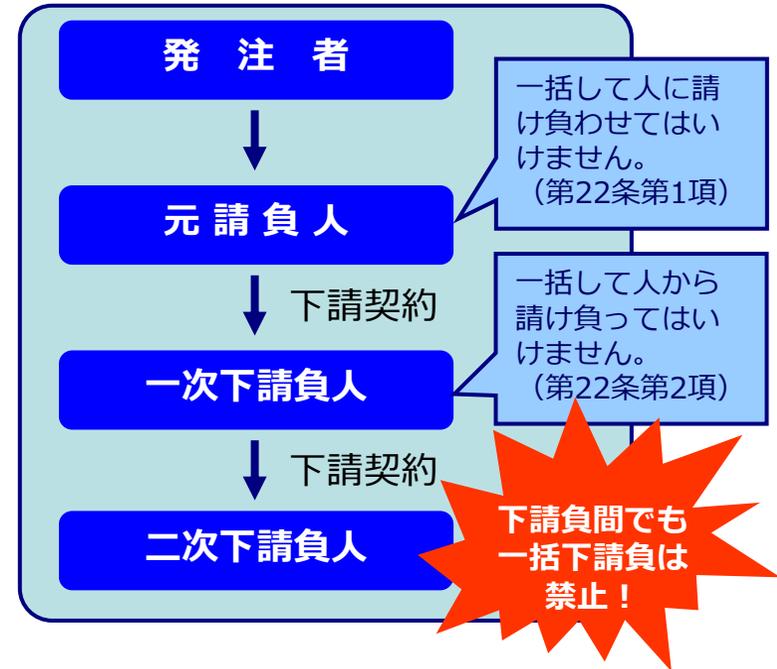
工事に配置される監理技術者等は、建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係が必要です。直接的かつ恒常的な雇用関係に無い者が監理技術者等として従事することは、原則として、**監理技術者等の不設置**となり、**建設業法第26条第1項又は第2項に違反**します。

（企業集団確認書による認定を受けている場合等を除く。）

工事の一括下請負(丸投げ)とは、工事を請け負った建設業者が、施工において実質的に関与を行わず、下請負人にその工事の全部又は独立した一部を請け負わせることをいいます。建設業法では、これを「**一括下請負**」と呼び、原則として禁止しています。

## 建設業法が一括下請負を禁止している理由

- ◆ 発注者が建設業者に寄せた信頼を裏切る行為
- ◆ 施工責任があいまいになることで、手抜き工事や建設労働従事者の労働条件の悪化につながる
- ◆ 中間搾取を目的とした施工能力のない商業ブローカー的不良建設業者の輩出を招く



**一括下請負は、公共工事については全面禁止!**

### 建設業法第22条 (一括下請負の禁止)

建設業者は、その請け負った建設工事を、いかなる方法をもつてするかを問わず、一括して他人に請け負わせてはならない。

2 建設業を営む者は、建設業者から当該建設業者の請け負った建設工事を一括して請け負ってはならない。

○「実質的に関与」とは、自ら施工計画の作成、工程管理、品質管理、安全管理、技術的指導等を行うことをいい、具体的な元請・下請の役割については以下のとおりです。

(関連通知：「一括下請負の禁止について（平成28年10月14日付国土建第275号）」)

## ①元請(発注者から直接請け負った者)が果たすべき役割

施工計画の作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○請け負った建設工事全体の施工計画書等の作成</li> <li>○下請負人の作成した施工要領書等の確認</li> <li>○設計変更等に応じた施工計画書等の修正</li> </ul>
工程管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>○請け負った建設工事全体の進捗確認</li> <li>○下請負人間の工程調整</li> </ul>
品質管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>○請け負った建設工事全体に関する下請負人からの施工報告の確認、必要に応じた立会確認</li> </ul>
安全管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>○安全確保のための協議組織の設置及び運営、作業場所の巡視等請け負った建設工事全体の労働安全衛生法に基づく措置</li> </ul>
技術的指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>○請け負った建設工事全体における主任技術者の配置等法令遵守や職務遂行の確認</li> <li>○現場作業に係る実地の総括的技術指導</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○発注者等との協議・調整</li> <li>○下請負人からの協議事項への判断・対応</li> <li>○請け負った建設工事全体のコスト管理</li> <li>○近隣住民への説明</li> </ul>

⇒ 元請は、以上の事項を全て行うことが求められる

## ②下請(①以外の者)が果たすべき役割

施工計画の作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○請け負った範囲の建設工事に関する施工要領書等の作成</li> <li>○下請負人が作成した施工要領書等の確認</li> <li>○元請負人等からの指示に応じた施工要領書等の修正</li> </ul>
工程管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>○請け負った範囲の建設工事に関する進捗確認</li> </ul>
品質管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>○請け負った範囲の建設工事に関する立会確認(原則)</li> <li>○元請負人への施工報告</li> </ul>
安全管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>○協議組織への参加、現場巡回への協力等請け負った範囲の建設工事に関する労働安全衛生法に基づく措置</li> </ul>
技術的指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>○請け負った範囲の建設工事に関する作業員の配置等法令遵守</li> <li>○現場作業に係る実地の技術指導※</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○元請負人との協議※</li> <li>○下請負人からの協議事項への判断・対応※</li> <li>○元請負人等の判断を踏まえた現場調整</li> <li>○請け負った範囲の建設工事に関するコスト管理</li> <li>○施工確保のための下請負人調整</li> </ul>

⇒ 下請は、以上の事項を主として行うことが求められる

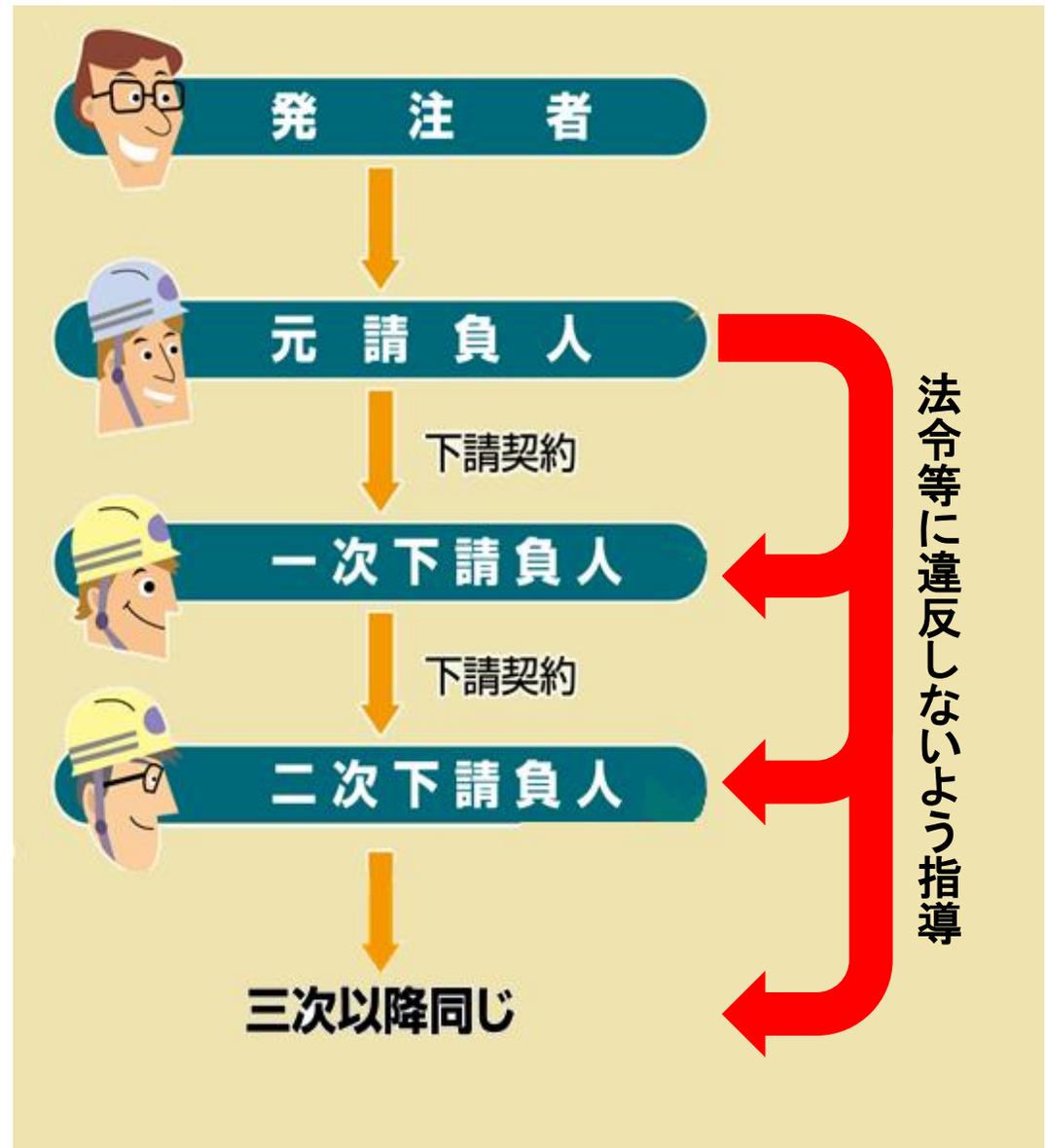
(注) ※は、下請が、自ら請けた工事と同一の種類工事について、単一の建設企業と更に下請契約を締結する場合に必須とする事項

**発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者（元請）は、**  
建設工事の下請負人が、その下請負に係る建設工事の施工に関し、

- ①建設業法
- ②建設工事の施工に関する法令（建築基準法、宅地造成法等）
- ③建設工事に従事する労働者の使用に関する法令（労働基準法、職業安定法、労働安全衛生法等）

に違反しないよう

**当該下請負人の指導に努める**  
ものとする。



建設工事の適正な施工を確保するためには、実際に施工を行っている工事現場に一定の資格・経験を有する技術者を配置し、施工状況の管理・監督をすることが必要です。  
(建設業法第26条)

## 主任技術者

請負代金の額、元請・下請の別にかかわらず、必ず工事現場に配置  
(500万円未満の工事であっても、許可を受けた建設業者であれば、主任技術者の配置が必要)(★)

①1級・2級の国家資格者 ②実務経験者

または

## 監理技術者

発注者から直接工事を請け負い(元請)、かつ、4,000万円(建築一式の場合は6,000万円)以上を下請契約を締結して施工する場合に配置

1級の国家資格者 等

## 現場技術者の配置例



## 監理技術者等に求められる雇用関係

主任技術者及び監理技術者（以下「監理技術者等」という。）については、工事を請け負った企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることが必要とされています。

したがって、以下のような技術者の配置は認められません。

- ①在籍出向者や派遣社員など、直接的な雇用関係を有していない場合
- ②工事期間だけの短期雇用者など、恒常的な雇用関係を有していない場合

（監理技術者制度運用マニュアル 二-四（3））

特に国、地方公共団体等が発注する建設工事においては、専任の監理技術者等は、所属建設業者から入札の申込のあった日以前に、3ヶ月以上の雇用関係にあることが必要です。

恒常的な雇用関係については、監理技術者資格者証の交付年月日若しくは変更履歴又は健康保険被保険者証の交付年月日等により確認できることが必要です。

（監理技術者制度運用マニュアル二-四（3））



なお、変更等により工事途中で下請契約の請負代金の総額が4,000万円以上となったような場合には、その時点で主任技術者に代えて所定の資格を有する監理技術者を配置しなければなりません。

（監理技術者制度運用マニュアル二-二（4））

## 監理技術者等の職務の明確化

元請の監理技術者等の職務と下請の主任技術者の職務については、大きく二分して整理し、明確化しています。また、下請の主任技術者が専ら複数工種のマネージメントを行い監理技術者に近い役割を担う場合、その職務は下表右欄となります。  
(監理技術者制度運用マニュアル ニー三)

	元請の監理技術者等	下請の主任技術者	【参考】下請の主任技術者 (専ら複数工種のマネージメント)
役割	○請け負った建設工事全体の統括的施工管理	○請け負った範囲の建設工事の施工管理	○請け負った範囲の建設工事の統括的施工管理
施工計画の作成	○請け負った建設工事全体の施工計画書等の作成 ○下請の作成した施工要領書等の確認 ○設計変更等に応じた施工計画書等の修正	○元請が作成した施工計画書等に基づき、請け負った範囲の建設工事に関する施工要領書等の作成 ○元請等からの指示に応じた施工要領書等の修正	○請け負った範囲の建設工事の施工要領書等の作成 ○下請の作成した施工要領書等の確認 ○設計変更等に応じた施工要領書等の修正
工程管理	○請け負った建設工事全体の進捗確認 ○下請間の工程調整 ○工程会議等の開催、参加、巡回	○請け負った範囲の建設工事の進捗確認 ○工程会議等への参加※	○請け負った範囲の建設工事の進捗確認 ○下請間の工程調整 ○工程会議等への参加※、巡回
品質管理	○請け負った建設工事全体に関する下請からの施工報告の確認、必要に応じた立ち会い確認、事後確認等の実地の確認	○請け負った範囲の建設工事に関する立ち会い確認(原則) ○元請(上位下請)への施工報告	○請け負った範囲の建設工事に関する下請からの施工報告の確認、必要に応じた立ち会い確認、事後確認等の実地の確認
技術的指導	○請け負った建設工事全体における主任技術者の配置等法令遵守や職務遂行の確認 ○現場作業に係る実地の総括的技術指導	○請け負った範囲の建設工事に関する作業員の配置等法令遵守の確認 ○現場作業に係る実地の技術指導	○請け負った範囲の建設工事における主任技術者の配置等法令遵守や職務遂行の確認 ○請け負った範囲の建設工事における現場作業に係る実地の総括的技術指導

※非専任の場合には、毎日行う会議等への参加は要しないが、要所の工程会議等には参加し、工程管理を行うことが求められます。

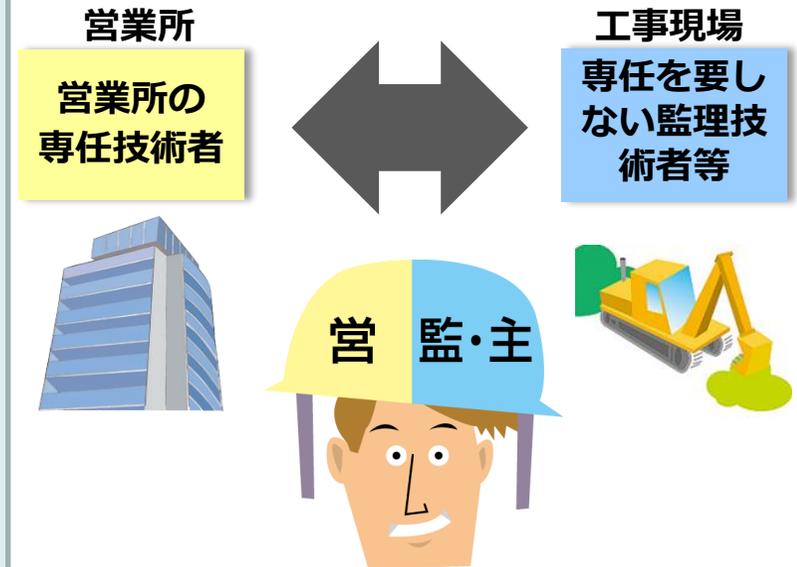
公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事（以下「公共性のある重要な建設工事」という。）で、工事一件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）以上のものについては、工事現場ごとに専任の監理技術者等を置かなければなりません。  
(建設業法第26条第3項)

- 元請、下請の区別なく監理技術者等の専任が求められます。
- 「公共性のある重要な建設工事」とは、**戸建て住宅を除くほとんどの建設工事が該当**します。
- 「工事現場ごとに専任」とは、**他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事していること**をいいます。(★)

## ■営業所の専任技術者と監理技術者等との関係

営業所の専任技術者は、営業所に常勤して専らその職務に従事することが求められるため、原則として監理技術者等を兼務することはできません。ただし、特例として、下記の要件を全て満たす場合は、営業所の専任技術者が監理技術者等となることができます。

- ①当該営業所において請負契約が締結された建設工事であること
- ②工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡を取りうる体制にあること
- ③専任を要しない監理技術者等であること
- ④所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること



監理技術者等を工事現場ごとに専任で設置すべき期間は契約工期が基本となりますが、**工期中であっても、次に掲げる期間については工事現場への専任は必要としません。**

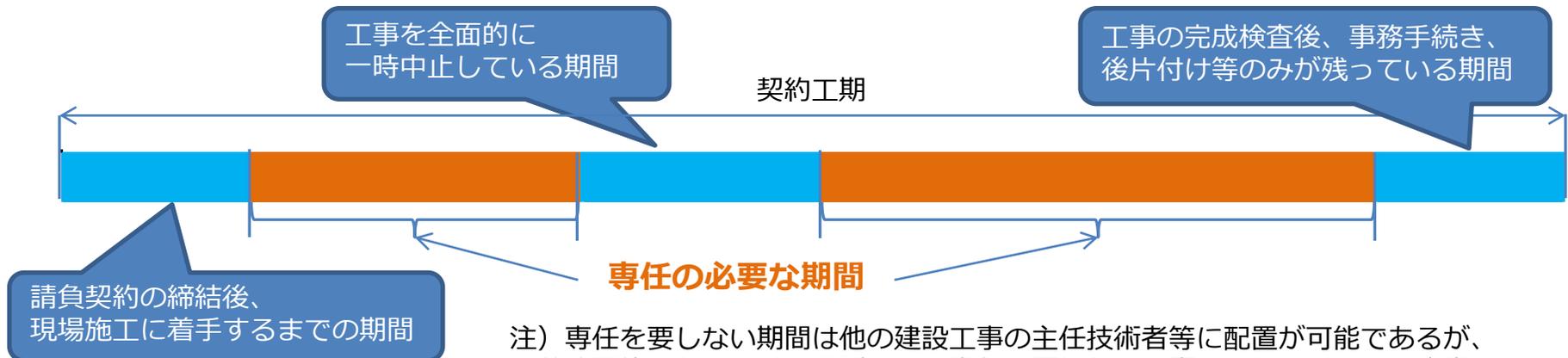
ただし、いずれの場合も、発注者と建設業者の間で専任を要しない期間が設計図書もしくは打合せ記録簿等の書面により明確となっていることが必要です。

( 監理技術者制度運用マニュアル 三 (2) )

## ■ 専任を要しない期間

### [元請の場合]

- ① 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの間。）
- ② 工事用地等の確保未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
- ③ 工事完成後、検査が終了（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く）し、事務手続、後片付け等のみが残っている期間

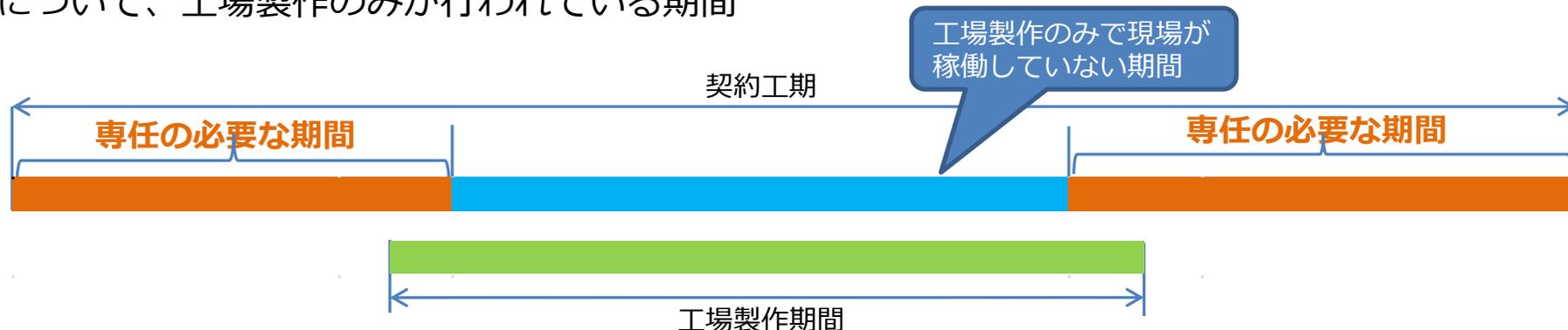


注) 専任を要しない期間は他の建設工事の主任技術者等に配置が可能であるが、兼務可能となるのは、原則として専任を要しない工事のみであることに注意。

## ■専任を要しない期間（つづき）

### [元請の場合]

- ④橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間



注) 工場製作の過程においても、建設工事を適正に施工するため、**監理技術者等がこれを管理する必要があります。**

### [下請の場合]

- ⑤下請工事においては、施工が断続的に行われることが多いことを考慮し、専任の必要な期間は、下請工事が実際に施工されている期間



注) 自ら施工する工事が無い場合でも、**下位の下請業者が施工している期間は、主任技術者は現場に専任する必要があります。**

(平成29年8月9日建設業課長通達、平成30年12月3日改正)

## 専任について

- 監理技術者等は、建設工事を適正に実施するため、当該建設工事の施工計画の作成等及び当該建設工事の施工に従事する者の技術上の指導監督の職務を行う役割を担っていることから、当該工事現場にて業務を行うことが基本
- 請負代金の額が3千5百万円(建築一式工事である場合にあっては、7千万円)以上の公共性のある施設等に関する重要な建設工事については、監理技術者等は、工事現場ごとに専任
- 専任とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事することを意味するものであり、必ずしも当該工事現場への常駐(現場施工の稼働中、特別の理由がある場合を除き、常時継続的に当該工事現場に滞在していること)を必要とするものではない

【背景】技術者の継続的な技術研鑽の重要性 + 建設業の働き方改革の推進の観点を追加し、改正

**技術研鑽のための研修、講習、試験等への参加、休暇の取得、その他の合理的な理由により、専任の監理技術者等が短期間工事現場を離れることは差し支えないことを明確化**

### 【前提条件】

- 適切な施工ができる体制<sup>(※)</sup>の確保
- その体制について、注文者の了解

(※)適切な施工ができる体制の例

- 必要な資格を有する代理の技術者の配置
- 工事の品質確保等に支障の無い範囲内において、連絡を取りうる体制及び必要に応じて現場に戻りうる体制の確保等

### 【留意事項等】 ※新規追加

- 監理技術者等が当該建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者であることに変わりはない
- 監理技術者等が担う役割に支障が生じないようにする
- 監理技術者等の研修等への参加や休暇の取得等を不用意に妨げることのないよう留意(現場に戻りうる体制の確保は必ずしも要しない等)
- 建設業におけるワーク・ライフ・バランスの推進や女性の一層の活躍の観点に留意(監理技術者等が育児等のために短時間現場を離れることが可能となるような体制の確保等)

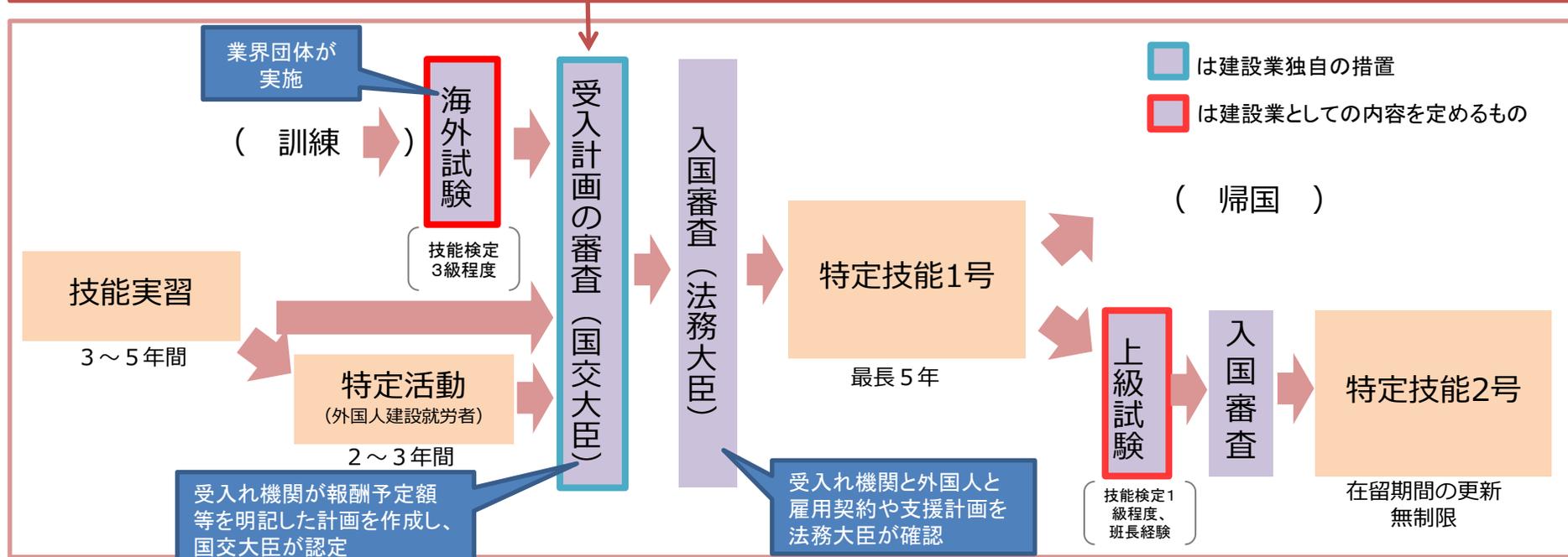
## 4. その他

---

# 建設分野の特性を踏まえて定める受入れ機関の適格性の基準

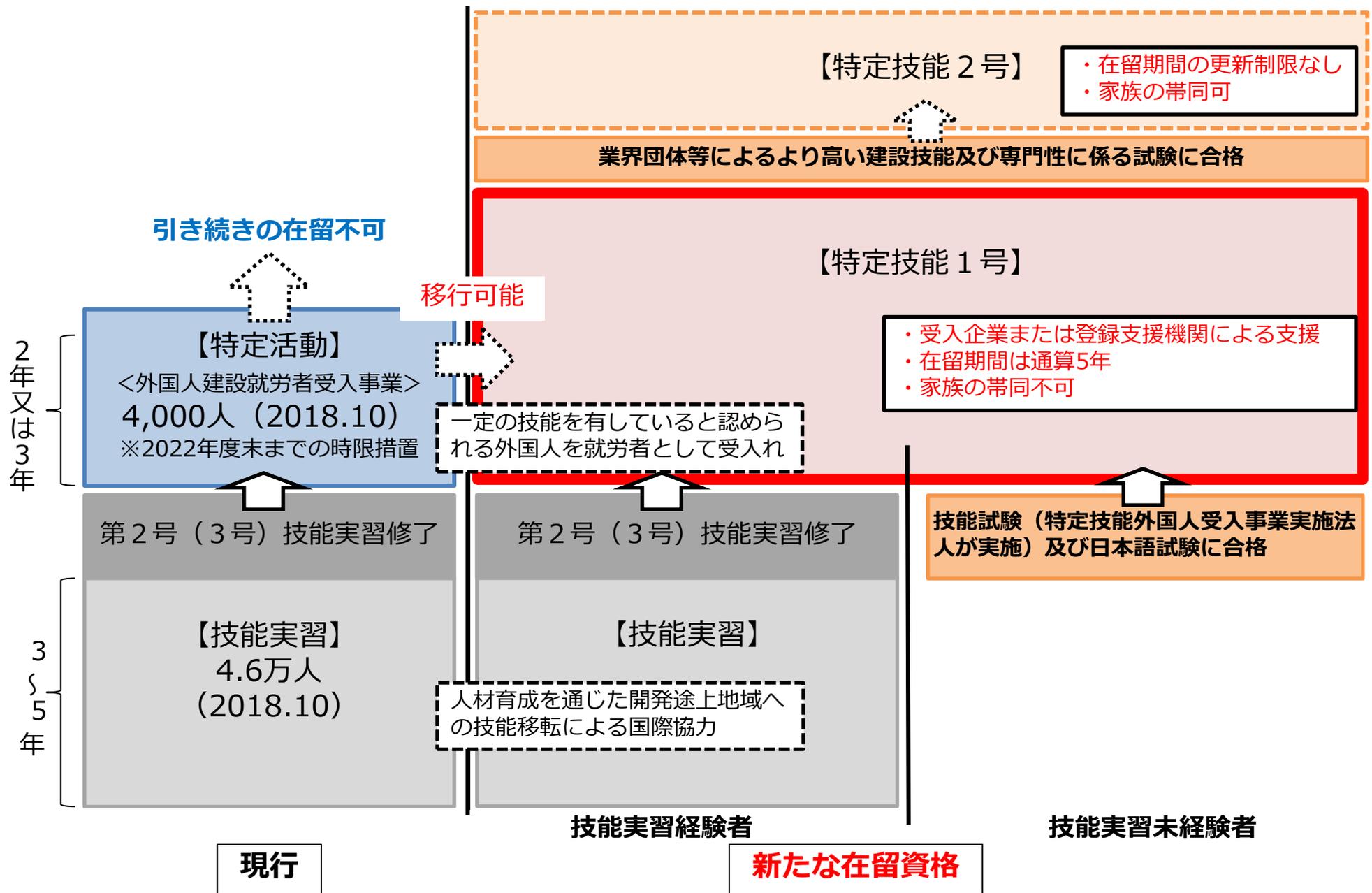
## ○ 1号特定技能外国人の受入れ要件に、「建設分野の特性を踏まえて国土交通大臣が定める基準への適合」を設定

- 1) 業種横断の基準に加え、建設分野の特性を踏まえて国土交通大臣が定める特定技能所属機関（受入企業）の基準を設定
- 2) 当該基準において、建設分野の受入企業は、1号特定技能外国人の入国に先立ち、受入計画を作成し、国土交通大臣による審査・認定を受けることを求める（具体的な基準は入管法省令に基づく国土交通省告示に規定）
- 3) 受入計画の認定基準
  - ・ 受入企業は建設業法第3条の許可を受けていること
  - ・ 受入企業及び1号特定技能外国人の建設キャリアアップシステムへの登録
  - ・ 元請団体、専門工事業団体により構成される、特定技能外国人の適正・円滑な受入れを実現するための取組を実施する特定技能外国人受入事業実施法人への加入及び当該法人が策定する行動規範の遵守
  - ・ 特定技能外国人の報酬額が同等の技能を有する日本人と同等額以上、安定的な賃金支払い、技能習熟に応じた昇給
  - ・ 賃金等の契約上の重要事項の書面での事前説明（外国人が十分に理解できる言語）
  - ・ 国又は適正就労監理機関による受入計画の適正な履行に係る巡回指導の受入れ 等



(注) 本資料の内容・名称等は、現時点での見通しであり今後変更がありうる

# 新制度創設による外国人材キャリアパス(イメージ)



# 施行時期について

## ○建設業法

- ・施工技術の確保に関する建設業者等の責務の追加
- ・建設業者団体等の責務（災害協定等の締結）の追加
- ・中央建設業審議会による工期に関する基準の作成

## ○公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律

- ・公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針に定める事項の追加

令和元年

9月1日施行

令和2年

10月1日施行

令和3年

4月1日施行

6月12日公布

## ○建設業法

- ・許可基準の見直し
- ・著しく短い工期の禁止
- ・建設資材製造業者等に対する勧告等 など、技術検定制度の見直し以外の部分

## ○建設業法

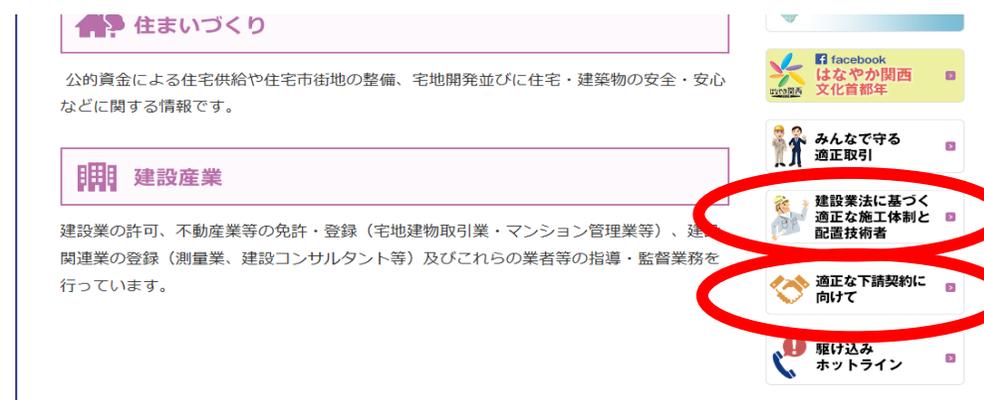
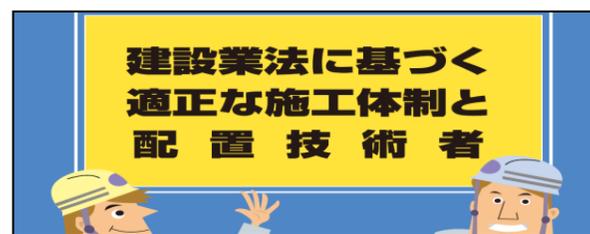
- ・技術検定制度の見直し

※公共工事の品質確保の促進に関する法律は令和元年6月14日に施行済

『建設業法に基づく適正な施工体制と配置技術者』『適正な下請契約に向けて』等のパンフレットは、近畿地方整備局ホームページよりダウンロードできます。



① トップページ「まちづくり・建設産業」を開く



② 建政部ページの右側バナーにパンフレットを公開

## 1 建設業フォローアップ相談ダイヤル

TEL 0570-004976

E-mail:hqt-kensetsugyo110@gxb.mlit.go.jp

※ナビダイヤルの通話料は発信者の負担となります。

【受付時間】 10:00~12:00,13:30~17:00  
(土日、祝日、閉庁日を除く)

- 労務単価、品確法の運用指針、社会保険加入対策などの建設業に関する様々な相談を総合的に受け付けます。
- 加えて、建設業法令遵守ガイドラインの内容や、取引に関する法令上の規定などを確認したい場合の相談も受け付けます。

### 建設業フォローアップ相談ダイヤル

一付末にわたる品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保に向けて～

国土交通省では、品確法の運用指針の趣旨の現場への浸透や適切な受発注者関係の構築に向け、「品確法の運用指針」や「新労務単価」などの相談を総合的に受け付ける窓口を開設し、元請事業者、下請事業者、技能労働者など、様々な立場の皆さんの現場の生の声や情報を聞かせていただけてきたところです。

また、「建設業における社会保険加入対策」についても、相談を受け付けておりますので是非ご利用ください。



TEL. 0570-004976

ナビダイヤルの通話料は発信者の負担となります。

受付時間 10:00-12:00 13:30-17:00  
(土日・祝祭日・閉庁日を除く)

国土交通省  
土地・建設産業局 建設業課

建設業フォローアップ相談ダイヤル

検索

## 2 建設業取引適正化センター

センター 東京  
TEL 03-3239-5095  
FAX 03-3239-5125  
E-mail:tokyo@tekitori.or.jp

センター 大阪  
TEL 06-6767-3939  
FAX 06-6767-5252  
E-mail:osaka@tekitori.or.jp

相談料  
無料

【受付時間】 9:30~17:00(土日、祝日、年末年始を除く)

- 元請・下請間等の取引で「困ったことが起きたが、どうしたら良いかわからない」という方には、その解決方法をアドバイスし、「どこに相談したら良いかわからない」という方には、相談先である関係行政機関、紛争処理機関等をご紹介します。

建設業取引適正化センター

検索

